

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 8 年 3 月 1 8 日

収支等命令者

佐賀県地域交流部港湾課長 植松 剛

1 業務内容

- (1) 委託業務名 唐津港港湾計画基礎調査業務委託（貨物量推計）
- (2) 委託業務の仕様等 別紙説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 1 月 2 2 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県唐津市

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、平成 28 年度以降に完了した実績を 1 件以上有すること。

〈複数事業者による共同事業体の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(6)までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県地域交流部港湾課計画・整備担当
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7163
電子メールアドレス kouwan@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和8年3月18日(水)から同3月25日(水)まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会

実施しない。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年3月25日(水)午後5時まで
 - (2) 参加資格の確認結果は、令和8年3月30日(月)までに通知する。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙「説明書」の3(1)のとおりとする
 - (2) 提出期限 令和8年4月10日(金)午後5時まで
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月20日(月)～4月24日(金)(予定)
- (2) 場所 佐賀県庁又は佐賀県庁周辺の会議室(予定)
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。なお、日時、場所については参加者毎に別途連絡する。

8 結果の通知

令和8年4月28日(火)までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準(配点入り)は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、又は添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

- 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

- ア 最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者とする。
- イ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施する日ふさわしい提案内容か否かを評価する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

説明書による。

様式第1号

仕様書等に対する質問書

年 月 日

佐賀県地域交流部 港湾課 計画・整備担当 あて

- ・委託業務名 唐津港港湾計画基礎調査業務委託（貨物量推計）
（令和8年3月18日付け公示）

所在地		
氏名（法人の場合は会社名）		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
質問事項		

様式第 2-1 号 (単独事業者用)

参加資格確認申請書 (プロポーザル方式)

年 月 日

収支等命令者
佐賀県地域交流部港湾課長 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記委託業務のプロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

委託業務名	唐津港港湾計画基礎調査業務委託 (貨物量推計) (令和8年3月18日付け公示)	
本業務実施に係る責任者	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

○必要書類 (有・無) ※添付書類有の場合、書類名を記入
(例) 誓約書 (様式第3号)、会社概要、実績書 (様式第4号)

様式第 2-2 号（共同事業体用）

参加資格確認申請書（プロポーザル方式）

年 月 日

収支等命令者
佐賀県地域交流部港湾課長 様

共同事業体名称 _____
所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記委託業務のプロポーザルに参加したいので、別紙の幹事者及び共同提案者の合計（ ）者から構成される共同事業体を結成し、佐賀県港湾課との間における下記事項に関する権限を幹事者に委任して、必要書類を添えて申請します。

また、全構成員が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、受託者に選定された場合は、各構成員は受託者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

記

委託業務名		唐津港港湾計画基礎調査業務委託（貨物量推計）（令和8年3月18日付け公示）
本業務実施の責任者	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第 2-2 号別紙)

共同事業体の構成

共同事業体の名称		
A 共同事業体の幹事者 (受任者)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	生年月日	
B 幹事者以外の共同提案者 (委任者)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	生年月日	
C 幹事者以外の共同提案者 (委任者)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	生年月日	

委任事項等

委任事項 (A ⇐ B,C)	1 委託業務に係るプロポーザルの参加に関する件 2 契約に関する件 3 経費の請求受領に関する件
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	年 月 日から当該委託業務履行後○か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記業務の受託者とならなかった場合はただちに解散します。また当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に佐賀県港湾課の承認がなければこれを行うことができないものとします。

○必要書類 (有・無) ※添付書類有の場合、書類名を記入

(例) 共同事業体協定書 (様式第 2-3 号)、誓約書 (様式第 3 号) ※全構成員分、会社概要、実績書 (様式第 4 号) ……

様式第 2-3 号（共同事業体協定書）

〇〇〇〇委託業務共同企業体協定書

（目 的）

第 1 条 当共同企業体は、〇〇〇〇委託業務（以下、「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名 称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇委託業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は 〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、県と折衝する権限並びに委託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

なお、当該業務の契約変更があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当企業体の代表者があたるものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を作成しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第13条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態となったものと県及び他の構成員が認めた場合においては、第17条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び県の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第21条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇委託業務共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第3号

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

収支等命令者

佐賀県地域交流部港湾課長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者職氏名〕

(ふりがな)

氏 名 (※)

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

責任者自署欄 (※)

※ 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

様式第 4 号

実 績 書

所在地	
商号又は名称	
代表者 ^{よりがな} 職氏名	
担当者名	
連絡先	

過去に同種又は類似の業務を履行した実績は、下記のとおりです。

(過去 10 年間)

契約期間	発注者	業務名	業務内容	契約金額 (千円)

※ 特に、行政関係機関からの受託実績は必ず記入すること。

※ 自社で企画・運営等を行った業務の実績を記載すること。

※ 別途、契約書・仕様書・業務完了認定通知等、業務内容及び業務完了がわかる資料も添付すること。

注) 行が不足する場合は、適宜、追加して記載すること。

様式第 6 号

提案書（送付）

- ・ 委託業務名 唐津港港湾計画基礎調査業務委託（貨物量推計）
（令和 8 年 3 月 1 8 日付け公示）

上記委託業務のための提案書類を別添のとおり提出いたします。

<提案書類>

提案書

- ・ 業務の実施方針及び手法
- ・ 実施スケジュール案
- ・ 業務実施体制表
- ・ 見積書及び見積書内訳書

年 月 日

収支等命令者

佐賀県地域交流部港湾課長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名